

地域包括ケア病棟開設のお知らせ

2019年5月から4階病棟が地域包括ケア病棟となります

◇ 地域包括ケア病棟とは？

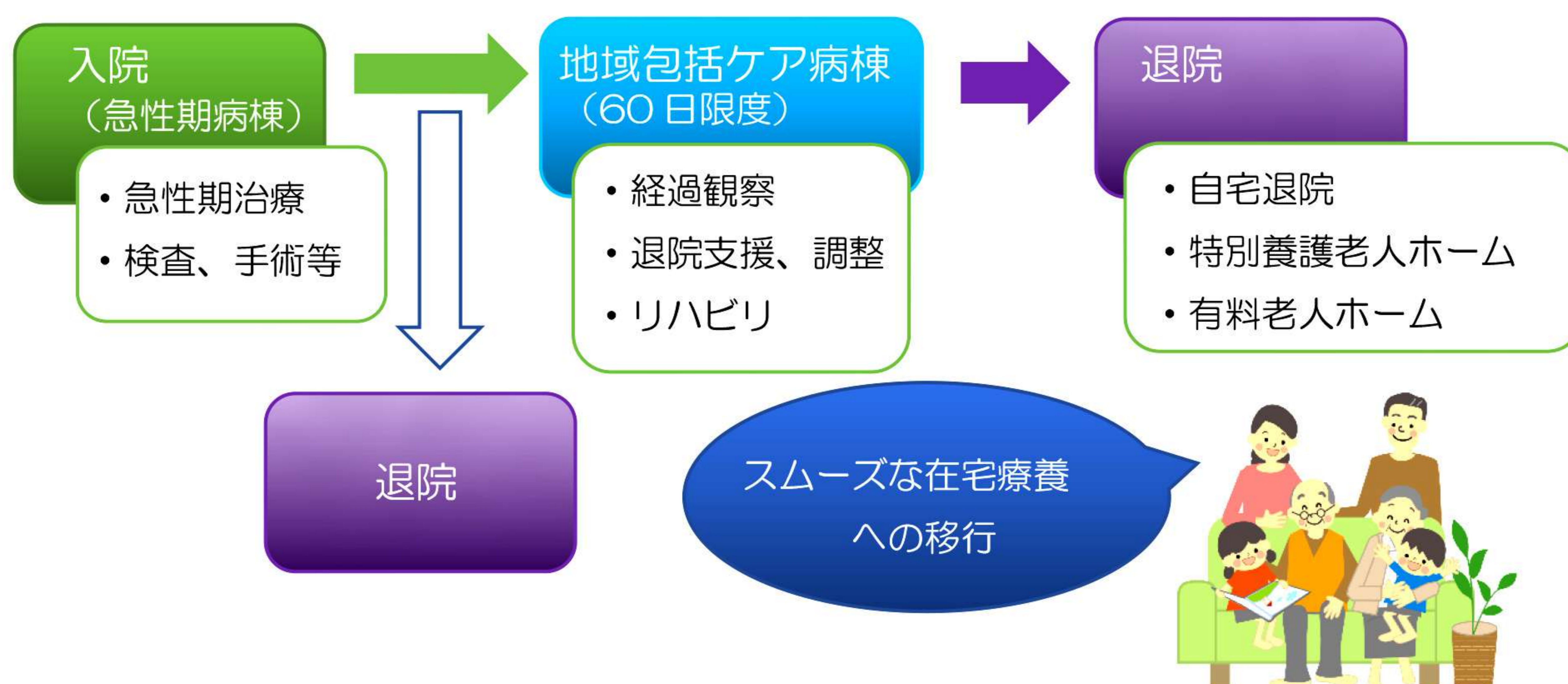
急性期の治療が終了し病状が安定したものの、すぐにご自宅や施設等での療養に移行することに不安がある患者さんに対して、在宅復帰に向けて、医療管理、診療、看護等を行うことを目的とした病棟です。

◇ 対象となる患者さん

在宅あるいは介護施設等に復帰予定の方で、主に次のような患者さんが対象になります。

- ① 入院治療により症状が改善したが、もう少し経過観察が必要な方
- ② 入院治療により症状が安定し、在宅復帰に向けて延長が必要な方
- ③ 在宅での生活に向けて在宅医療（教育入院）・介護の調整、準備が必要な方

◇ 入院から退院までのイメージ



◇ 入院費について

入院費は手術・透析などの一部を除き定額で、入院基本料・リハビリテーション料・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料など、ほとんどの費用が含まれます。

治療の内容によっては、一般病棟より自己負担額が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病棟の場合とご負担いただく上限額は変わりません。（詳細につきましては、1階の医事課入院係までご相談ください。）

◇ 入院に対する留意点

入院期間は患者さんの状態に応じて調整いたしますが、**60日を限度としています。**

入院日数が60日を超えることが予想される場合には、他院、他施設での医療や療養に移行します。

一般的な血液検査、レントゲン検査、投薬治療等は可能ですが、高額な医薬品の投与や特殊な検査、処置などには対応できません。（※簡単な手術は対応可能です。）

病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病棟に転棟（お部屋の移動）していただく場合があります。

